

港湾工事における潜水作業マニュアル検討業務の概要

目的

・平成24年度中に「高気圧作業安全衛生規則が改正(以下、改正高圧則)」され、深度に適した適切な呼吸ガスの選択、加圧速度、減圧時間、潜水回数等遵守すべき多くの基準が示される。安全で効率的な運用を図るために港湾局として望ましい基準を定める必要があることから、改正高圧則に対応した港湾工事における作業基準マニュアル(案)を作成するものである。

○「高気圧作業安全衛生規則」(S47年制定)

- ・制定から40年が経過
- ・潜水士へのアンケート → 約30%が減圧障害を経験

(潜水協会の497会員のうち253名回答(うち75名強が減圧障害を経験) H18d調査)



○「改正高気圧作業安全衛生規則」(H24年度中制定予定)

しかし、港湾作業の他、レジャー等多岐に渡る規則のため、最低限の基準のみの設定。

「改正高気圧作業安全規則の安全で効率的な運用を図るため、港湾工事における潜水作業の基準等を設定する必要がある



新たな減圧方式(酸素減圧)の他、混合ガス潜水(窒素酸素、ヘリウム酸素、窒素ヘリウム酸素)、閉鎖循環呼吸回路方式呼吸器(リブリーザー)を使用した潜水、飽和潜水、特殊環境下における潜水についてマニュアルを作成する。

